

滋賀県地域防災計画(修正案)について

(風水害等対策編・震災対策編・事故災害対策編・原子力災害対策編)

趣旨

滋賀県地域防災計画について、大阪府北部を震源とする地震や米原市における竜巻、平成 30 年台風第 21 号など多発した災害の教訓を踏まえた災害対応の見直しや、滋賀県地震防災プランに基づく滋賀県災害時受援計画の策定、国の防災基本計画の修正等に伴う見直しを行う。

主な修正項目

1 多発した災害の教訓を踏まえた修正

【大阪北部地震】

○帰宅困難者・外国人観光客対策

・帰宅困難者対策計画の「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」および「関西広域災害時外国人観光客対策ガイドライン」に沿った修正

- ✓ 企業等による一斉帰宅抑制を徹底させる取組の推進
- ✓ 外国人観光客が災害に関して必要とする情報の提供について、関係機関との連携の仕組みを構築

【米原市竜巻災害】

○竜巻災害への対応

・竜巻や突風等について、県民への注意喚起を行うとともに県民生活への影響を最小限にするための対策を風水害等対策編に追記

【平成 30 年台風第 21 号】

○停電対策

・停電の早期復旧に向けた電力事業者との事前連携、情報共有について追記

2 滋賀県災害時受援計画策定に伴う修正

○受援体制の整備

- ・災害対策本部内に受援調整係、輸送調整所、各部局受援担当を置き、被災市町に本部支援連絡員、地方本部情報連絡員、被災市町支援チームの派遣体制を追記

3 国の防災基本計画の修正（平成30年6月）を踏まえた修正

○「逃げ遅れゼロ」の実現

- ・大規模氾濫減災協議会などを通じた国、県、市町等の連携体制の構築を追記

○平成30年1月～2月の大雪を踏まえた修正

- ・道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するための措置を追記

4 原子力規制委員会告示一部改正（平成30年2月15日）に伴う修正

○本県の一部をUPZに包含する事業所について、敦賀発電所を敦賀発電所2号炉に、美浜発電所を美浜発電所3号炉に変更

（理由）

- ・平成30年2月15日に、「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されていると判断できる」施設として、これまでに定められていた「ふげん」に加え、敦賀1号炉および美浜1、2号炉など6炉が定められた。
- ・本件告示により定められた施設に係るUPZは30kmから5kmに変更となるため、本県の一部をUPZに包含する事業所について、敦賀発電所は2号炉のみに、また、美浜発電所は3号炉のみとなる。

※敦賀2号炉および美浜3号炉に関するUPZは変更ないため、発電所ごとに定める本県のUPZに実質的な変更はない。

5 その他、県の取組の反映

○新たに締結した災害時応援協定等の追加

- ・下表の2つの協定について滋賀県地域防災計画に追加

新たに締結した災害時応援協定等（平成 30 年 4 月 1 日以降）

相手方	協定名称および概要
(株)カインズ	<u>災害時における生活物資の供給協力に関する協定</u> 災害時における生活物資の供給協力 【締結日：平成 30 年 12 月 10 日】
独立行政法人 水資源機構 琵琶湖総合 開発管理 施設	<u>災害時等における相互協力に関する協定書</u> 災害時等に、県が管理する港湾施設および水資源機構が管理する揚陸施設等の使用や、応急対策および復旧業務の実施に必要な資機材、物資、通信機器、敷地および施設の提供等 【締結日：平成 31 年 3 月 11 日】